

「都市再開発の方針」改定の概要

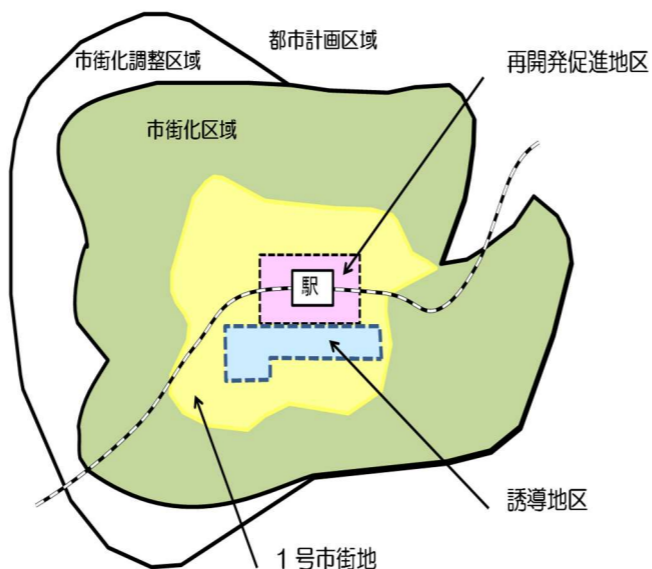
1. 都市再開発の方針とは

都市再開発の方針は、都市再開発法第2条の3に基づき、市街地における再開発*の各種施策を長期的かつ総合的に体系付けたマスタープランであり、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的に定めます。

※ 本方針における再開発とは、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の市街地開発事業にとどまらず、特定街区、地区計画等の規制誘導手法による修復型まちづくり、特定の市街地の整備を目的とした助成事業及び工場等の跡地利用や都市施設の整備と一体となった土地利用の面的転換等を含むものです。

本方針では、次の地区を位置付けます。

- 1号市街地**… 都市計画区域のうち、計画的な再開発が必要な市街地
- 再開発促進地区**… 1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区
- 誘導地区**… 1号市街地のうち、再開発促進地区に至らないものの、再開発を行うことが望ましく効果が期待できる地区



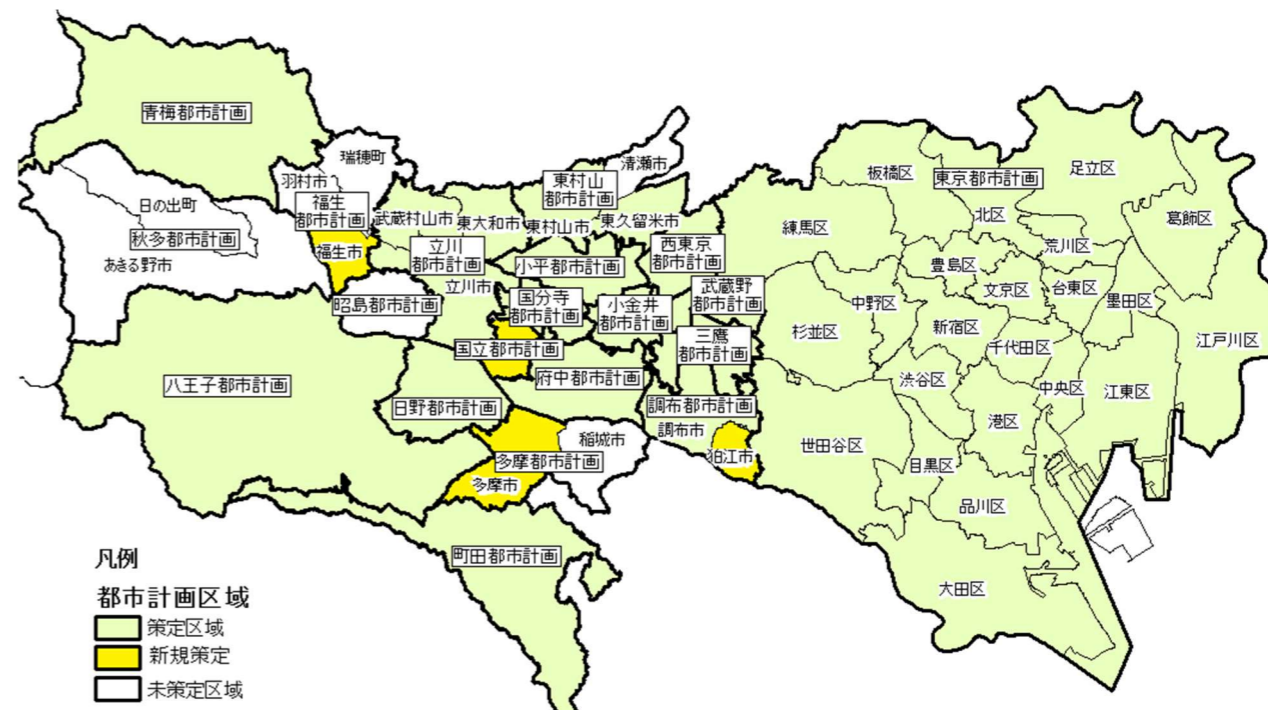
2. 改定について

今回の改定では、都が平成29年9月に策定した「都市づくりのグランドデザイン」、令和元年12月に策定した「『未来の東京』戦略ビジョン」及び改定予定の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「区域マス」という。）の内容を踏まえ、今後再開発を行うべき地区の新規指定や、既存地区の記載事項の見直し等を行います。

3. 主な改定内容

(1) 方針の新規策定

国立市・狛江市・福生市・多摩市の4市で、都市再開発の方針を新規に策定します。



(2) 再開発促進地区の新規指定

新たに緊急整備地域に指定された地区や、改定予定の区域マスの拠点の一部等、再開発を促進すべき地区を新規に再開発促進地区に指定します。

	再開発促進地区数（予定）	うち新規地区数（予定）
区部	316地区	43地区
多摩部	48地区	13地区